

岩倉市市民参加条例検討委員会の運営ルール（案）

岩倉市市民参加条例検討委員会を、円滑かつ効率的に運営するため、下記のとおりルールを定めます。

1 時間を守る

時間は、全員の共有であることを自覚し、時間を大切にしましょう。

- ① 会議の開始時間、終了時間を守りましょう。
- ② 一つの発言は、原則 1 分以内にしましょう。
- ③ 事情により会議に遅刻、欠席する場合は、事前に事務局に連絡しましょう。
- ④ 進行役は、発言者が偏らないように、公平な運営に配慮しましょう。

2 自由な発言を尊重する

委員のみなさんは、平等の立場にあるので、公平で民主的な会議の進行に努めましょう。

- ① 前向きな意見に努めましょう
- ② 一人ひとりの発言を尊重し、自分の主張を押し付けないようにしましょう。
- ③ 意見に異論があるときは、自分の意見を交えながら述べるように努めましょう。
- ④ 特定の個人や団体等の誹謗・中傷・批判は行わないようにしましょう。

3 全員で徹底した議論を行う

結論を急がず、お互いが納得いくまで全員で議論を深めましょう。

- ① 市全体を広い視点で見渡し、冷静に議論を行いましょう。
- ② 地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。
- ③ 議論に必要と思われる情報や資料については、全員で検討し、共有するようにしましょう。

4 合意形成に向けて努力する

合意に基づく提言書づくりに向けて、全員が積極的に取り組みましょう。

- ① 少数意見も尊重しましょう。
- ② 合意した内容は尊重しましょう。

5 その他

本ルールのほかに、予測しない問題への対応や新たなルールが必要になったときは、検討委員会で決定します。